

第 162 号 答 申

第1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした各決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 平成23年 7月 8日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、守山区〇〇〇〇の国道 155号改築工事において、平成 9年 5月に実施機関と名古屋都市計画事業〇〇〇〇特定土地区画整理事業の施行者である〇〇区画整理組合（以下「本件組合」という。）の組合長が締結した覚書にある公共施設管理者負担金（金 1,383,000,000円）に関する次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 負担金の内訳

土地の買収費、物件移転費、補償費、工事雑費、用地測量費、建物調査費のそれぞれに関わる内訳書

(2) 上記(1)の内容を名古屋市が照合した手順と確認図書

測量においては、現地確認方法と正確さの証明図書及びその作製図と関連書類。
建物調査においては、現地確認証明とその作製図書及び所轄官庁の許認可（開発
許可及び宅造許可等）照合確認状況も含む。

(3) 覚書第 4 条に明記されている成果物

本件組合の組合長が名古屋市へ提出しなければならない実施設計の図書の成果物

2 平成23年 7月20日、実施機関は、本件公開請求に対して、次の行政文書を特定したが、当該行政文書には第三者である異議申立人に関する情報が記載されていたことから、異議申立人にその旨を通知するとともに、当該行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

(1) 国道 155号公共施設管理者の費用負担に関する覚書の交換協議書類一式

(2) 国道 155号公共施設管理者の費用負担に関する協定締結協議書類一式

3 同年 8 月 3 日、異議申立人は、実施機関に対し、上記 2(1) 及び (2) の文書のうち、土地調書、物件調書、土地代金内訳書及び物件移転等補償費内訳書について、公開に反対する旨の意見書（以下「本件意見書」という。）を提出した。

4 同月19日、実施機関は、本件公開請求に対して、次のとおり一部公開決定（以下

「本件処分①」という。)を行い、その旨を公開請求者に通知するとともに、同日、本件処分①を行ったこと、下記(1)ア及びイの文書に記載されている異議申立人に関する情報のうち、条例に定める非公開情報とみなされる情報以外については、公開請求者に対し、当該行政文書を公開する義務があること及び同年9月5日に公開を実施することを異議申立人に通知した。

(1) 特定した行政文書

ア 平成9年度の国道155号公共施設管理者の費用負担に関する覚書の交換協議書類一式(以下「本件行政文書①」という。)

イ 平成21年度の国道155号公共施設管理者の費用負担に関する協定締結協議書類一式(以下「本件行政文書②」という。)

(2) 非公開事由

ア 条例第7条第1項第1号に該当

補償の対象となった個人の氏名、物件移転補償金額及び物件移転項目の詳細は、個人の財産に関する情報であって、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため。

実測面積及び土地代金は一般には知り得ない情報であり、個人名義の土地の実測面積及び土地代金に関しては、個人の財産に関する情報であって、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため。

また、個人名義の土地の図面上の座標値についても、それらを用いて実測面積を特定することができるため公開しないものとする。

イ 条例第7条第1項第2号に該当

法人の印鑑に係る印影は、公開することにより当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため。

実測面積及び土地代金は一般には知り得ない情報であり、法人名義の土地の実測面積及び土地代金に関しては、法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため。

また、法人名義の土地の図面上の座標値についても、それらを用いて実測面積を特定することができるため公開しないものとする。

5 平成23年9月2日、異議申立人は、実施機関に対し、本件処分①の対象文書である土地調書、物件調書、土地代金内訳書及び物件移転等補償費内訳書のうち、実施機関が非公開とした部分及び合計欄を除く部分(以下これらを「本件内訳情報①」という。)を公開としたことを不服として、異議申立て(以下「本件異議申立て①」という。)を行うとともに、本件処分①の執行停止の申立てを行った。

6 同日、実施機関は、本件処分①のうち本件異議申立て①に係る部分について、執

行停止の決定を行い、その旨を異議申立人及び公開請求者に通知した。

- 7 同年10月 7日、実施機関は、本件公開請求に対して、次のとおり一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知するとともに、同日、本件処分②を行ったこと、下記（1）ア及びイの文書に記載されている異議申立人に関する情報のうち、条例に定める非公開情報とみなされる情報以外については、公開請求者に対し、当該行政文書を公開する義務があること及び同月24日に公開を実施することを異議申立人に通知した。

（1）特定した行政文書

ア 平成 9年度の国道 155号公共施設管理者の費用負担に関する協定締結協議書類一式（以下「本件行政文書③」という。）

イ 平成12年度から平成20年度までの国道 155号公共施設管理者の費用負担に関する協定締結協議書類一式（以下「本件行政文書④」という。）

（2）非公開事由

ア 条例第 7条第 1項第 1号に該当

補償の対象となった個人の氏名、物件移転補償金額及び物件移転項目の詳細は、個人の財産に関する情報であって、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため。

実測面積及び土地代金は一般には知り得ない情報であり、個人名義の土地の実測面積及び土地代金に関しては、個人の財産に関する情報であって、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため。

また、個人名義の土地の図面上の座標値についても、それらを用いて実測面積を特定することができるため公開しないものとする。

イ 条例第 7条第 1項第 2号に該当

法人の印鑑に係る印影は、公開することにより当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため。

実測面積及び土地代金は一般には知り得ない情報であり、法人名義の土地の実測面積及び土地代金に関しては、法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため。

また、法人名義の土地の図面上の座標値についても、それらを用いて実測面積を特定することができるため公開しないものとする。

本件行政文書③のうち事務費及び取得用地数量、本件行政文書④のうち平成14年度協定協議書類及び平成20年度変更協定協議書類の事務費については、この数値を用いた計算により上記の非公開数値を容易に特定することができるため公開しないものとする。

- 8 同月21日、異議申立人は、実施機関に対し、本件処分②の対象文書である土地調書、物件調書、土地代金内訳書及び物件移転等補償費内訳書のうち、実施機関が非公開とした部分及び合計欄を除く部分（以下これらを「本件内訳情報②」という。）、対象事業用地測量図、実績報告図、負担対象事業実施設計図、負担対象事業計画図、丈量平面図（1/500及び1/250）及び面積計算書（以下これらを「本件図面」という。）並びに建物等移転写真帳（以下「本件写真帳」という。）を公開としたことを不服として、異議申立て（以下「本件異議申立て②」という。）を行うとともに、本件処分②の執行停止の申立てを行った。
- 9 同日、実施機関は、本件処分②のうち本件異議申立て②に係る部分について、執行停止の決定を行い、その旨を異議申立人及び公開請求者に通知した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件行政文書①から本件行政文書④まで（以下これらを「本件行政文書」という。）のうち本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳を公開とした部分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件行政文書は、本件組合が名古屋市〇〇〇〇特定土地区画整理事業地内の国道155号の用地費を公共施設管理者負担金（以下「公管金」という。）として実施機関に請求するに当たり、その根拠となる個人の財産に関する情報を異議申立人が調査、作成し、提出したものであり、条例制定以前であったこともあり、実施機関が一般に公開することを想定していない。実施機関が異議申立人の意向に反して本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳を公開すれば、これまでの信頼関係が崩れ、異議申立人としては今後の実施機関への情報提供に慎重にならざるを得ず、行政及び本件組合の事業の運営に支障となることは明らかである。
- (2) 異議申立人は、現在国道155号に関連する訴訟が係争中で、事業進捗に重大な遅延を余儀なくされており、その訴訟の関係者が様々な関係機関に情報公開請求を行っているとの情報を得ていることから、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳が当該訴訟に利用され、本件組合の事業進捗の更なる遅延を招くことが予想される。また、当該文書は、組合事業に関する情報であって、一般に公開しないことが通例であり、仮に公開された場合、本件組合の事業に多大な支障を及ぼす危険性が極めて高いものである。万一公開し、事業に混乱を招

いた場合は、市が責任を持って解決することを約束していただきたい。

- (3) 最高裁判所平成17年 7月15日判決（以下「本件判決」という。）は、名古屋市土地開発公社が個人から土地を買収した際の買収価格及び補償金額について判断したものであって、法人の物件移転補償金額については射程外である。しかしながら、本件判決の指摘する理由は、個人だけでなく法人等の移転等補償金額にも当てはまり、当該情報を公開すると、公表されていない当該法人等の保有資産とその評価に関わる情報が明らかになり、当該法人に明らかに不利益を与えるものと認められる。
- (4) 本件判決は土地単価全般について、非公開情報該当性を否定するような乱暴な判断ではない。公管金を算定する上での土地単価については、一般人であればおよその見当をつけることができる一定の範囲内の客観的な価格とは言い得ないことは明白である。むしろ所在、地番及び所有者の情報と併せて公開されるのであるから、個人の財産に関する情報であり、通常他人に知られたくない情報である。
- (5) 本件図面に含まれている座標値のみを非公開としても、当該図面をパソコンに取り込むなどして土地の実測面積を推測することは容易であることから、個人及び法人名義の土地の実測面積を非公開情報とし、さらには個人及び法人名義の土地の実測面積を算出し得る情報を非公開情報とした判断と整合しない。また、面積計算書のうち、座標値及び倍面積並びに面積のみ非公開と判断されているが、内角、方向角及び距離が公開されれば、面積等を算出することができるため、判断に整合性が認められない。
- (6) 意見照会書は、本件行政文書①及び本件行政文書②のうち図面類が添付されておらず、添付を省略したなどの説明もない状況の下で、異議申立人は、別紙として添付されたもののみが公開の対象であるとの理解で意見を述べていた。そのため、本件行政文書①及び本件行政文書②のうち図面類について、意見照会なきままに公開されてしまっている。この部分には、上記(5) のとおり、異議申立人が非公開情報に該当すると認めるのが相当と主張すべき情報が含まれているため、手続上の問題にとどまらない。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分①及び本件処分②について

- (1) 本件行政文書は、本件組合より実施機関に提出された公管金に関する覚書交換協議書類及び協定締結協議書類であり、全て、条例第2条第2号に規定する行政

文書に該当する。異議申立人が主張するように本件行政文書①及び本件行政文書③については、条例制定以前に取得した文書ではあるが、昭和61年 4月 1日以降に作成又は取得したものに関しては、条例附則第 2項及び第 3項で、行政文書公開制度の対象とすると定められている。

- (2) 本件行政文書が行政文書公開制度の対象となる以上、条例第 7条第 1項各号に定める非公開情報とみなされる情報以外は、公開請求者に対し、当該文書を公開する義務がある。実施機関は、異議申立人が提出した本件意見書を考慮しつつ本件処分①及び本件処分②を行った。なお、本件処分①及び本件処分②にあたっては、平成17年 8月 4日に公有財産価額審議会幹事会及び用地対策連絡調整会議が合同で検討した「用地買収等に係る文書の情報公開に対する考え方」（以下「本件考え方」という。）を採用した。
- (3) 本件内訳情報①及び本件内訳情報②は、土地の地番（所在・地目・登記簿地積を含む。以下「土地地番情報」という。）、土地単価、地権者名、公管金の対象となる物件の所在地（図対象番号、建物移転補償費のうち用途・構造、数量及び工法を含む。以下「本件対象物件情報」という。）及び法人の物件移転補償金額であるが、いずれも非公開情報に該当しない。土地単価及び法人の物件移転補償金額に関しては、本件判決により公開する旨の判決が下されている。地権者の氏名及び土地地番情報に関しては、登記記録に記載されているものであり、誰でも知り得る情報であるので、非公開情報には該当しない。本件対象物件情報のうち物件が所在する地番に関しては、法務局備え付け図書により一般に知り得る情報であるので、非公開情報には該当しない。
- (4) 本件行政文書は、本市が本件組合に支払う公管金の内訳という意味合いが強く、個々の土地代金や物件移転補償金額は当時の概算であるので、実際に移転をする際に精査して算出した個人や法人に支払う金額と差異があるのは明らかであり、異議申立人が主張するように、公開することで事業に無用の混乱を招くおそれがあるとまでは言えない。また、公管金を決定するために慎重に協議されたものであるので、その内容が係争中の訴訟に利用されて、異議申立人に不利益を与えるとは考えづらい。

2 本件処分②について

- (1) 丈量平面図（1/250）、実績報告図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図から読み取れる情報のうち、土地地番情報は登記記録に、本件対象物件情報のうち物件が所在する地番は法務局備え付け図書に、それぞれ記載されており、一般に知り得る情報である。工事費及び造成工事個所など区画整理事業の工事に関わる情報は、条例第 7条第 1項第 1号から第 7号までに該当しない情報で

ある。

(2) 丈量平面図（1/500）、対象事業用地測量図及び面積計算書から座標値及び面積以外に読み取れる情報は、登記記録に記載されている土地の地番であり、誰にでも知り得る情報であるので、非公開情報には該当しない。

(3) 本件写真帳から補償の対象となった個人の氏名以外に読み取れる情報のうち、補償の対象となった法人名は、本件判決により公開する旨の判決が下されている。本件対象物件情報のうち物件が所在する地番は、法務局備え付け図書に記載されている一般に知り得る情報である。また、移転対象物件の写真は、敷地外から撮影した外観に過ぎず、外部から目視できる程度の情報であり、非公開情報には該当しない。

第5 審査会の判断

1 争点

以下の3点が争点となっている。

(1) 本件行政文書①及び本件行政文書③が、条例附則第2項に規定する公文書に該当するか否か（以下「争点①」という。）。

(2) 本件行政文書①及び本件行政文書③が、名古屋市公文書公開条例（昭和61年名古屋市条例第29号。以下「旧条例」という。）第9条第1項に該当するか否か（以下「争点②」という。）。

(3) 本件行政文書②及び本件行政文書④が、条例第7条第1項に該当するか否か（以下「争点③」という。）。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 適用する条例について

条例附則第3項は、「前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる行政文書のうち、公布の日（以下「公布日」という。）前に実施機関の職員が作成し、又は取得したもの及び公布日から平成12年5月31日までの間に実施機関の職員が作成し、又は取得した平成11年度の予算に係るものについては、条例第7条及び第8条の規

定は適用せず、なお従前の例による。」と規定していることから、本件異議申立ての公開・非公開の判断に際し、本件行政文書①及び本件行政文書③については、旧条例により判断し、本件行政文書②及び本件行政文書④については、条例により判断するものとする。

4 公管金について

公管金とは、道路・河川等の用地を取得する場合に、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号。以下「法」という。）第 120条により公共施設管理者である実施機関が土地区画整理事業施行者に公管金を支払うことによって、土地区画整理事業施行者が公共用地を確保するという制度である。

平成 9年当時の公管金に関する事務手続としては、当時の建設省中部地方建設局用地部作成の公共施設管理者負担金の手引き（以下「本件手引き」という。）に定められており、具体的には、土地区画整理事業施行者と実施機関との間で、事前打ち合わせ、事前協議、測量・調査、負担金の限度額の算定、覚書交換の協議、覚書の締結、協定書の締結、実績報告、対応事業の検査を経て、公管金の支払いが行われる事務の流れとなっている。

公管金における負担金の限度額は、覚書締結時における直轄用地を買収することとした場合の用地費及び補償費のほか必要とする事務費の合計額とされているが、土地区画整理事業施行者には、覚書で定めた限度額内であれば、実施機関と協議をすることにより、当該土地区画整理地内のどの物件に移転補償費等を充てるかについて、裁量権が与えられている。

5 本件行政文書①について

本件行政文書①は、平成 9年度の国道 155号公共施設管理者の費用負担に関する覚書の交換協議書類であり、実施機関と本件組合との間で、平成 9年 4月28日付けで覚書についての交換協議がされ、同年 5月 6日付けで覚書（以下「本件覚書」という。）が締結されている。

本件行政文書①には、鑑文のほかに、覚書（案）、事業計画書（写）及び認可書（写）、公共施設管理者負担金調書、負担対象事業計画書、位置図、都市計画図並びに当該整理事業の区域図及び負担対象事業計画図が添付されている。

6 本件行政文書②から本件行政文書④までについて

本件行政文書②から本件行政文書④までは、本件覚書第 4条の規定に基づいて、平成 9年度及び平成12年度から平成21年度までの負担金額及び支出の時期について、実施機関と本件組合が締結した協定書に関する文書である。

本件行政文書②には、鑑文のほかに、協定書（案）、公共施設管理者負担金調書、負担対象事業実施設計書、本件図面及び本件写真帳が添付されている。また、本件行政文書③には、鑑文のほかに、協定書（案）、覚書（写）、公共施設管理者負担

金調書、負担対象事業実施設計書、説明書、対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図が添付されている。また、本件行政文書④には、鑑文のほかに、協定書（案）、覚書（写）、公共施設管理者負担金調書、負担対象事業実施設計書、本件図面及び本件写真帳が添付されている。

7 本件内訳情報①及び本件内訳情報②について

本件内訳情報①及び本件内訳情報②は、土地調書、物件調書、土地代金内訳書、物件移転等補償費内訳書のうち、実施機関が非公開とした部分及び合計欄を除く部分の情報である。

このうち土地調書は、土地地番情報、実測地積、法人の名称及び個人の氏名から構成されている。

また、物件調書は、本件対象物件情報、法人の名称及び個人の氏名から構成されている。

また、土地代金内訳書は、土地地番情報、面積、土地単価、金額並びに法人の名称及び個人の氏名から構成されている。

また、物件移転等補償費内訳書は、本件対象物件情報、物件移転補償金額並びに法人の名称及び個人の氏名から構成されている。

したがって、本件内訳情報①及び本件内訳情報②は、土地地番情報、土地単価、地権者名、本件対象物件情報及び法人の物件移転補償金額から構成されていると認められる。

8 本件図面について

本件図面は、対象事業用地測量図、実績報告図、負担対象事業実施設計図、負担対象事業計画図、丈量平面図（1/500 及び 1/250）及び面積計算書から構成されている。

対象事業用地測量図及び丈量平面図（1/250）は、公管金の対象となる道路予定地の筆界点及び地番を書き込んだ図面であり、筆界点の座標値、土地の地番、土地の形状及び土地区画整理事業区域の白図（以下「土地区画整理図」という。）が記載されている。

実績報告図は、土地区画整理図に、負担対象事業実施設計書に記載されている本件対象物件情報を赤色で示した図面である。

負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図は、土地区画整理図に、公共施設管理者負担金調書に記載されている本件対象物件情報を赤色で示した図面である。

丈量平面図（1/500）は、公管金の対象となる道路予定地全域の白図に、筆界点及び地番を書き込んだ図面であり、土地の地番、土地の形状及び土地区画整理図が記載されている。

面積計算書は、各年度の公共施設管理者負担金調書に記載されている土地の筆ごとの筆界点と地番を図示し、地積及びその求積方法のほか、筆界点の座標値や筆界

点間の距離、方位、縮尺、該当地の地番、隣接地の地番等が記載してある図面であり、筆界点の座標値、土地の形状、土地面積が記載されている。

なお、筆界点の座標値、土地面積については、本件処分②で非公開とされている。

したがって、本件図面は、土地地番情報、本件対象物件情報、土地の形状及び土地地区画整理図の情報から構成されていると認められる。

9 本件判決について

本件判決では、個人から買収した土地の価格は、一般人であれば、おおよそ見当をつけることができる一定の範囲内の客観的な価格であり、非公開情報に該当しないのに対し、個人に対して支払った補償金額については、一般人であれば、おおよそ見当をつけることができないため、通常他人に知られたくないと望むものであるとして、非公開情報に該当すると判断している。

他方で、法人から買収した土地の価格及び補償金額については、本件判決は、上告を棄却しており、その前審である名古屋高裁平成15年 5月28日判決（以下「本件高裁判決」という。）の内容が確定している。当該判決の判断によれば、法人から買収した土地の価格、補償金額については、公開したとしても法人に対して明らかに不利益を与えるものではないとされている。

平成17年 8月 4日の公有財産価額審議会幹事会及び用地対策連絡調整会議合同会議では、今後の情報公開請求に対する統一的な判断基準として、本件判決の結果を踏まえて本件考え方を作成したものと認められる。

10 争点①について

条例附則第 2項では、昭和61年 4月 1日以降、平成12年10月 1日以前の文書については、公文書に限って公開の対象としていることから、本件行政文書①及び本件行政文書③が、旧条例第 2条第 2号に規定する公文書に該当するか否かを検討する。

(1) 公文書とは、旧条例上、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図面で、決裁、供覧等の手続きが終了し、実施機関において管理しているものと定義されている。

(2) 本件行政文書①は、公管金の手続のために、平成 9年 4月28日付けで本件組合から実施機関に提出され、その結果、公管金が支払われていることから、当該文書は、実施機関で決裁等の手続きが終了し、実施機関の職員が職務上取得し、実施機関において管理されていることは明らかである。

(3) 次に、本件行政文書③は、本件覚書第 4条に基づいて、同年10月13日に実施機関と本件組合との間に締結された国道 155号公共施設管理者の費用負担に関する協定書であることから、当該文書は、実施機関で決裁等の手続きが終了し、実施機関の職員が職務上取得し、実施機関において管理されていることは明らかである。

- (4) したがって、本件行政文書①及び本件行政文書③は、公文書に該当すると認められる。

11 争点②について

- (1) 旧条例第 9条第 1項は、非公開とすることができる公文書について定めているので、当審査会は、本件行政文書①及び本件行政文書③に記載されている本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図が、旧条例第 9条第 1項に該当するか否かを判断する。

- (2) 旧条例第 9条第 1項第 2号該当性

ア 法人に関する情報については、旧条例第 9条第 1項第 2号が、法人の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開情報とすることを定めている。

イ 本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図は、国道 155号線の公管金の手続に際して、本件組合から実施機関宛てに提出された文書に記載された情報であるから、本件組合の事業活動に関する情報であることは明らかである。また、当該文書に、物件所有者である法人（以下「本件法人」という。）の名称及び所在地が記載されていることから、本件法人の事業活動に関する情報でもあることは明らかである。

ウ 次に、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図を公開すると、本件組合又は本件法人に不利益を与えることが明らかであるか否かを判断する。

- (ア) 本件組合に対する支障について

まず、本件組合の事業活動に支障を及ぼすか否かについて検討する。

a 本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図は、土地区画整理事業施行者である本件組合が、公管金を実施機関に請求するにあたって調査、作成し、実施機関に提出した資料であり、どの物件が公管金の対象物件となるかが判明する情報である。

b この点、異議申立人は、本件内訳情報①、本件内訳情報②並びに本件図

面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図は、本件組合の内部管理に関する情報であるため一般に公開しないことを通例としており、当該情報を公開すると、本件内訳情報①、本件内訳情報②並びに本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図が、国道 155 号線に関連する訴訟において証拠資料として提出され、本件組合の事業進捗に重大な支障を及ぼすと主張している。

c しかしながら、本件内訳情報①、本件内訳情報②並びに本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図が、訴訟において証拠として提出されるか否かは不確定であり、仮に訴訟において証拠として提出されたとしても、証拠として採用されるか否かは、裁判所が判断する事項であるため、当該情報が訴訟の帰趨にどこまで影響を与えるかも不明である。

d また、上記 4のとおり、本件内訳情報①、本件内訳情報②並びに本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図は、公管金の覚書及び協定の締結に際して、本件組合と実施機関とで協議して決定されているものであり、本件組合の内部機関だけでなく、外部である実施機関と交渉して作成した情報である。

税金を財源とする公金を土地区画整理事業施行者に支払う制度であるという公管金制度の性質を考慮すると、公管金の対象となる物件の所在地が分かる本件内訳情報①、本件内訳情報②並びに本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図については、公金が公正に利用されているか否かの確認のためにも公開すべき情報であると認められる。

e したがって、本件内訳情報①、本件内訳情報②並びに本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図を公開することにより、本件組合の事業運営に支障をきたすとはいえず、本件組合に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(イ) 本件法人に対する支障について

次に、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図を公開すると、本件法人の事業運営に支障を及ぼすか否かについて検討する。

本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図のうち法人情報は、土地地

番情報、土地単価、地権者名、本件対象物件情報、法人の物件移転補償金額、土地の形状、土地区画整理図の情報から構成されている。

a 土地地番情報について

土地地番情報は、登記所で閲覧できる登記記録、法務省の備え付け図面により、何人でも知り得る情報であるため、これを公開したとしても、本件法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

また、公管金制度が、税金を財源とする公金を土地区画整理事業施行者に支払うものであるという性質を考慮すると、用地補償の対象者に関する情報については、本市が直接取得する場合と同様の透明性が要求されるものである。

さらに、法第21条第 6項の規定に基づく土地区画整理図の縦覧により、土地地番情報は、一般に公にされている情報であり、登記記録等と照合することにより、何人でも知り得る情報であるため、これを公開したとしても、本件法人の競争上の利益が損なわれるとはいえず、本件法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

b 土地単価について

土地単価は、土地の公示価格等を基準として、同一地域においても道路との接続状況等の当該土地の有する個別の画地条件を考慮して算出された公正な価格であると認められる。

周辺の環境、前面道路の状況、当該土地の形状、地積等は、一般に周知されている事項又は容易に調査することができる事項であるから、本件判決も指摘しているように、土地単価は、一般人であれば見当をつけることができる一定の範囲内の客観的な価格であるということができると認められる。

したがって、これを公開しても、本件法人の競争上の利益が損なわれるとはいえず、本件法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

c 地権者名について

地権者である法人の名称は、不動産登記法（平成16年法律第 123号）第59条の規定により所有権の権利に関する登記事項とされており、登記記録により何人も知り得る情報であるため、これを公開しても、本件法人の競争上の利益が損なわれるとはいえず、本件法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

d 本件対象物件情報について

上記 aのとおり、公管金制度の性質を考慮すると、本件対象物件情報のように用地補償費の対象となる情報については、本市が直接取得する場合

と同様の透明性が要求されるものである。

また、本件対象物件情報については、登記所で閲覧できる登記記録、法務省の備え付け図面により、何人でも知り得る情報であることから、これを公開しても、本件法人の競争上の利益が損なわれるとはいえず、本件法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

e 法人の物件移転補償金額について

法人の物件移転補償金額は、移転対象となった工作物移転補償費、動産移転補償費、立竹木移転補償費、仮住居補償費（借家人）、移転雑費補償費、営業補償費、その他補償費及び合計欄から構成されている。

この点について、異議申立人は、法人の物件移転補償金額については、本件判決の射程外であり、物件移転補償金額も個人の移転補償金額と同様に公表されていない本件法人の保有資産とその評価に関わる情報であるため、非公開とすべきであると主張している。

しかしながら、土地区画整理事業に伴い建物の物件移転補償金が支払われることは、本件法人が資金繰り等の必要に迫られて移転したものでなく、土地区画整理事業の施行に伴い移転し、物件移転補償金を受けることになったものであるため、これらの情報を公開したとしても、本件法人の資金繰りが明らかになる訳ではない。

また、上記 aのとおり、物件移転補償金額の内訳についても、本市が直接取得する場合と同様の透明性が要求されるものと認められる。

さらに、上記 9で述べたとおり、本件判決は、法人の物件移転補償金額の非公開を求めた部分の上告を棄却しており、本件高裁判決の結論のとおり法人の物件移転補償金額を公開することを、裁判所が是認しているものと認められる。

したがって、本件法人の物件移転補償金額を公開しても、本件法人の競争上の利益が損なわれるとはいえず、本件法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

f 土地の形状について

土地の形状は、公図等の登記記録、法務局の備え付け図面等により、一般に公開されている情報であり、また外形上明らかな情報であることから、これを公開しても、本件法人の競争上の利益が損なわれるとはいえず、本件法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

なお、本件組合は、本件図面に含まれている座標値のみを非公開としても、当該図面をパソコンに取り込むなどして土地の実測面積を推測することは容易であるため、非公開とすべきであると主張しているが、当該図面のうち土地の形状をパソコンに取り込んだとしても、座標値がなければ正

確な図面を判定することはできないので、土地の形状を公開したとしても、異議申立人が主張するような土地の実測面積が明らかになるとは認められない。

g 土地区画整理図について

土地区画整理図は、法第21条第 6項の規定に基づく縦覧により、既に公にされている情報であり、本件法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

エ 以上のことから、本件内訳情報①、本件内訳情報②並びに本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図は、旧条例第 9条第 1項第 2号に該当するとは認められない。

(3) 旧条例第 9条第 1項第 1号該当性

ア 個人に関する情報については、旧条例第 9条第 1項第 1号が、基本的人権尊重の立場で、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められる情報を非公開情報とすることを定めている。

イ 異議申立人は、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図の非公開を求めており、このうち個人情報、土地地番情報、土地単価、地権者名、本件対象物件情報、土地の形状、土地区画整理図であるので、これについて判断する。

(ア) 土地地番情報、土地単価、地権者名、本件対象物件情報、土地の形状、土地区画整理図は、所有者の氏名の記載により、又は登記記録等の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるのは明らかである。

(イ) 次に、土地地番情報、土地単価、地権者名、本件対象物件情報、土地の形状、土地区画整理図が、通常他人に知られたくないと認められるか否かを判断する。

a 土地地番情報について

土地地番情報は、登記所で閲覧できる登記記録、法務省の備え付け図面により、何人でも知り得る情報であるため、通常他人に知られたくないものであるとは認められない。

b 土地単価について

土地単価は、土地の公示価格等を基準として、同一地域においても道路との接続状況等の当該土地の有する個別の各地条件を考慮して算出された

公正な価格であり、本件判決も指摘しているように、一般人であれば見当をつけることができる一定の範囲内の客観的な価格であるということができると認められるため、通常他人に知られたくないものであるとは認められない。

c 地権者名について

地権者名は、不動産登記法第59条の規定により所有権の権利に関する登記事項とされており、登記記録により何人も知り得る情報であるため、通常他人に知られたくないものであるとは認められない。

d 本件対象物件情報について

本件対象物件情報は、登記所で閲覧できる登記記録、法務省の備え付け図面により、何人でも知り得る情報であるため、通常他人に知られたくないものであるとは認められない。

e 土地の形状について

土地の形状は、公図等の登記記録、法務局の備え付け図面等により、一般に公開されている情報であり、また外形上明らかな情報であるため、通常他人に知られたくないものであるとは認められない。

f 土地区画整理図について

土地区画整理図は、法第21条第 6項の規定に基づく縦覧により、既に公にされている情報であるため、通常他人に知られたくないものであるとは認められない。

ウ 以上のことから、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図は、旧条例第9条第 1項第 1号に該当するとは認められない。

(4) 旧条例第 9条第 1項第 6号該当性

ア 行政運営に関する情報については、旧条例第 9条第 1項第 6号が、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は円滑な行政運営を確保する観点から、非公開情報とすることを定めている。

イ 本号が掲げている「試験、契約、争訟、交渉、監視、取締り、立入検査、統計、職員の身分取扱い」は、本市の機関又は国等が行う事務事業で非公開情報を含むものの典型的な例を示したものにすぎない。したがって、本号の事務事業に関する情報には、当該事務事業の性質上、公開することによりその目的の

達成が損なわれ、その公正又は円滑な運営に支障を生ずるおそれがあるとして、本号が列举したもの以外の事務事業に関する情報も含まれている。

ウ 本件行政文書①及び本件行政文書③は、上記 5のとおり、実施機関が、公管金の事務のため、平成 9年度の国道 155号公共施設管理者の費用負担に関する覚書の交換協議書類及び協定締結協議書類を本件組合と締結したものであり、これは、本号の「その他の本市の機関…が行う事務事業に関する情報」に該当する。

エ 異議申立人は、実施機関が本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図を異議申立人の意向に反して公開すれば、これまでの信頼関係が崩れ、異議申立人としては今後の本市への情報提供に慎重にならざるを得ず、行政及び本件組合の事業運営に支障となることは明らかであると主張するので、この点について判断する。

(ア) 本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図は、本件行政文書①及び本件行政文書③の書類に含まれる情報であり、実施機関が、土地区画整理事業施行者である本件組合に公管金を支払うための手続に関する情報である。

(イ) 当審査会の調査によると、公管金の事務の実施にあたっては、本件手引きに定める手続に従って行う必要があり、異議申立人が、公管金の支払いを受けるためには、本件行政文書①及び本件行政文書③を実施機関に対して提出することが求められているものである。

そのため、仮に異議申立人との信頼関係が崩れたとしても、実施機関は、本件組合に対して、当該文書を提出させる権限を有していると認められる。

(ウ) したがって、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図を公開したとしても、当該又は同種の事務事業の目的の達成が損なわれるおそれがあるとは認められない。

オ 以上のことから、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図は、旧条例第 9条第 1項第 6号に該当するとは認められない。

(5) また、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図は、上記以外の非公開情報を定

める旧条例第 9 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号の規定のいずれにも該当しないと認められる。

- (6) 以上のことから、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面のうち対象事業用地測量図、負担対象事業実施設計図及び負担対象事業計画図は、旧条例第 9 条第 1 項に該当するとは認められない。

12 争点③について

- (1) 条例第 7 条第 1 項は、公開請求権と個人又は法人等の第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、非公開とする情報について定めるとともに、実施機関は、公開請求があった場合、非公開情報に該当する情報が記録されている場合を除き、公開しなければならないと定めているので、当審査会は、本件行政文書②及び本件行政文書④に記載されている本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳が、条例第 7 条第 1 項に該当するか否かを判断する。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性

ア 法人に関する情報については、条例第 7 条第 1 項第 2 号が、法人の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開情報とすることを定めている。

イ 本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳が含まれている本件行政文書②及び本件行政文書④は、国道 155 号線の公管金の手続に際して、本件組合から実施機関宛てに提出された文書であるから、本件組合の事業活動に関する情報であることは明らかである。また、当該文書に、本件法人の名称が記載されていることから、本件法人の事業活動に関する情報であることも明らかである。

ウ 次に本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳を公開すると、本件組合又は本件法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(ア) 本件組合に対する支障について

まず、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳を公開すると、本件組合の事業運営に支障を及ぼすか否かについて検討する。

a 本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳は、本件組合が公管金を実施機関に請求するにあたって調査、作成し、実施機関に提出した書類に記載されたものである。

b 本件内訳情報①、本件内訳情報②及び本件図面は、本件組合が土地区画

整理事業を実施する際に、公管金の対象となる物件について実施機関に提出した書類であり、どの物件が公管金の対象物件となるか分かる情報である。また、本件写真帳は、土地区画整理に伴う建物移転予定家屋及び建物等移転に関する写真帳である。

- c この点、異議申立人は、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳が、本件組合の内部管理に関する情報であるため一般に公開しないことを通例としており、当該情報を公開すると、当該文書を国道 155 号線に関連する訴訟において証拠資料として提出され、本件組合の事業進捗に重大な支障を及ぼすと主張している。
- d しかしながら、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳が、実際に訴訟において証拠として提出されるか否かは不確定である。また、仮に訴訟において証拠として提出されたとしても、証拠として採用されるか否かは、裁判所が判断する事項であり、当該情報が訴訟の帰趨にどこまで影響を与えるかも不明である。
- e また、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳は、本件組合と実施機関とで協議して決定されているものであり、本件組合の内部機関だけでなく、外部である実施機関と交渉して作成した情報である。
税金を財源とする公金を土地区画整理事業施行者に支払うものであるという公管金制度の性質を考慮すると、公管金の対象となる物件の所在地が分かる本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳については、公金が公正に利用されているか否かの確認のためにも公開すべき情報であると認められる。
- f また、本件図面及び本件写真帳に記載されている情報は、法第21条第 6 項の規定に基づく縦覧書類、公図等の登記記録、法務局の備え付け図面等により、一般に公開されている情報であり、また外形上明らかな情報であることから、これらを公開したとしても本件組合の競争上の利益が損なわれるとは認められない。
- g したがって、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳を公開することにより、本件組合の事業運営に支障をきたすとはいえず、本件組合に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(イ) 本件法人に対する支障について

次に、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳を公開

すると、本件法人の事業運営に支障を及ぼすか否かについて検討する。

本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳のうち法人情報は、土地地番情報、土地単価、地権者名、本件対象物件情報、法人の物件移転補償金額、土地の形状、土地区画整理図及び建物の外観写真の情報から構成されている。

a 土地地番情報、土地単価、地権者名、本件対象物件情報、法人の物件移転補償金額、土地の形状及び土地区画整理図について

土地地番情報、土地単価、地権者名、本件対象物件情報、法人の物件移転補償金額、土地の形状及び土地区画整理図は、上記 11(2) ウ(イ) のとおり、これを公開しても、本件法人の競争上の利益が損なわれるとはいえず、本件法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

b 建物の外観写真について

建物の外観写真は、外形上明らかな情報であることから、本件法人に明らかに不利益を与える情報とは認められない。

エ 以上のことから、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性

ア 個人に関する情報については、条例第 7 条第 1 項第 1 号が、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を非公開情報とすることを定めている。

イ 本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳について

本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳の非公開を求めており、このうち個人情報とは、土地地番情報、土地単価、地権者名、本件対象物件情報、土地の形状、土地区画整理図及び建物の外観写真であるので、これについて判断する。

(イ) 土地地番情報、土地単価、地権者名、本件対象物件情報、土地の形状、土地区画整理図及び建物の外観写真は、所有者の氏名の記載により、又は登記記録等の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるのは明らかである。

(イ) 次に、土地地番情報、土地単価、地権者名、本件対象物件情報、土地の形状、土地区画整理図及び建物の外観写真が、通常他人に知られたくないと認

められるか否かを判断する。

- a 土地地番情報、土地単価、地権者名、本件対象物件情報、土地の形状、土地区画整理図について

土地地番情報、土地単価、地権者名、本件対象物件情報、土地の形状、土地区画整理図については、上記11(3)イ(i)のとおり、何人でも知り得る情報であるため、通常他人に知られたくないものであるとは認められない。

- b 建物の外観写真について

建物の外観写真は、外形上明らかな情報であることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものとは認められない。

- (ウ) したがって、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳は、条例第7条第1項第1号に該当するとは認められない。

(4) 条例第7条第1項第5号該当性

ア 行政運営に関する情報については、条例第7条第1項第5号が、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

イ 本件行政文書②及び本件行政文書④は、公管金に関する事務のために、本件組合から実施機関に提出された文書であり、本市が行う事務事業に該当することは明らかである。

ウ 次に、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳を公開すると、当該事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて検討する。

(ア) 異議申立人は、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳を本件組合の意向に反して公開すれば、これまでの信頼関係が崩れ、異議申立人としては今後の本市への情報提供に慎重にならざるを得ず、行政及び組合事業の運営に支障となることは明らかであると主張するので、この点について判断する。

(イ) 本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳は、公共施設管理者である実施機関が、土地区画整理事業施行者である本件組合に公管金

を支払う手続きに際して必要とされる書類であり、実施機関は、本件組合との信頼関係の有無に関わらず、本件組合に対して当該文書を提出させる権限を有していると認められるため、これを公開することにより、本件組合が今後の本市への情報提供に慎重にならざるを得ないという主張は認められない。

(ウ) したがって、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳を公開しても、当該事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすとは認められない。

エ 以上のことから、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するとは認められない。

(5) また、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳は、上記以外の非公開情報を定める条例第 7 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の規定のいずれにも該当しないと認められる。

(6) 以上のことから、本件内訳情報①、本件内訳情報②、本件図面及び本件写真帳は、条例第 7 条第 1 項に該当するとは認められない。

13 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 9月 2日	本件異議申立て①に係る諮問書の受理
9月12日	実施機関に本件異議申立て①に係る弁明意見書を提出するよう通知
10月21日	本件異議申立て②に係る諮問書の受理
10月25日	実施機関に本件異議申立て②に係る弁明意見書を提出するよう通知
11月 7日	実施機関の本件異議申立て①及び本件異議申立て②に係る弁明意見書を受理
11月15日	異議申立人及び参加人に本件異議申立て①及び本件異議申立て②に係る弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成24年 2月15日	異議申立人の本件異議申立て①及び本件異議申立て②に係る反論意見書及び意見陳述申出書を受理

7月18日 (第140回審査会)	調査審議
8月 8日 (第141回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
10月24日 (第143回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
11月 7日 (第144回審査会)	調査審議
12月19日 (第145回審査会)	調査審議
平成25年 5月17日 (第150回審査会)	調査審議
平成26年 1月17日 (第158回審査会)	調査審議
2月17日	答申